

予算決算常任委員会

平成24年9月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○小林 誠	吉野 俊明
伴 吉晴	木澤 正男	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	企画財政課長	面巻 昭男
住民生活部長	乾 善亮	福祉 課 長	植村 俊彦
国保医療課長	寺田 良信	健康対策課長	西梶 浩司
都市建設部長	藤川 岳志	建設 課 長	川端 伸和
会計管理者	野崎 一也	教委総務課長	西川 肇
生涯学習課長	佃田 真規	上下水道部長	谷口 裕司

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、木田委員

委員長

皆さん、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長のご挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、木田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まずはじめに、本会議からの付託議案であります（1）議案第33号平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。 理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、議案第33号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政
課長

本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明させていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によりまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょ

うか。はじめに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第9款地方特例交付金、第1項 地方特例交付金では、第1目地方特例交付金で、平成24年度の住宅借入金等特別税額控除分に係る減収補てん特例交付金の決定により、11万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目地方交付税で、平成24年度の普通交付税交付額の決定により、1億2,891万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金、第2項 県補助金では、第1目総務費県補助金で、当初予算に計上している瓦塚古墳群の町指定文化財候補調査事業が新たに活力あふれる市町村応援補助金の対象事業として採択されたことから、200万円の増額補正をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。第19款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金で、平成23年度会計の決算剰余金の確定により、4億8,375万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入、第5項雑入では、第5目雑入で、平成23年度の福祉医療費助成事業県補助金の精算により追加交付を受けることから、140万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債、第1項町債では、第6目臨時財政対策債で、本年度の発行額が確定したことから、930万円の減額補正をお願いするものであります。

以上が、歳入に関わる予算補正の内容となっております。

9ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第2款 総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、地域集会所施設整備費補助金の補助率及び補助対象を拡充したことにより、事業実施される自治会が増えたことから、当該補助金210万円の増額補正をお願いするものであります。第5目財産管理費では、役場庁舎の中央監視装置について、本年6月に実施した保守点検において不具合が発見され、設備の更新が必要となったことから、第11節需用費の修繕

料440万円の増額補正と、今後の土地開発基金の活用を図るため、平成23年度から決算剰余金を活用して買い戻しを進めている基金保有地の代替用地の買戻しについて、本年度において、2件、阿波2丁目及び興留5丁目地内の保有地を買戻してまいりたいことから、第17節公有財産購入費1億7,213万8千円の増額補正をお願いするものであります。第10目防犯対策費では、地域での防犯意識の向上とLED防犯灯への取替等が増えていることにより、防犯灯設置補助金の申請件数が増加していることから、防犯灯設置補助金107万円の増額補正をお願いするものであります。第12目東日本大震災支援対策費では、東日本大震災の被災地である岩手県大槌町の復興支援のため、町職員を派遣して業務の支援を行うことから、第3節職員手当等、第9節旅費、第11節需用費、第14節使用料及び賃借料で、あわせて178万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第5目医療対策費で、平成23年度の福祉医療費助成事業の県補助金の精算に伴い、追加交付を受けることからその財源振り替えと、超過交付分を返還することから、償還金利子及び割引料96万5千円の増額補正をお願いするものであります。第8目障害福祉費では、平成23年度障害者自立支援給付費等の国庫負担金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、償還金利子及び割引料458万8千円の増額補正をお願いするものであります。

10ページをお開きいただきますでしょうか。

第2項児童福祉費では、第1目児童福祉総務費で、平成23年度の次世代育成支援対策国庫交付金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、償還金利子及び割引料30万円の増額補正をお願いするものであります。第2目保育園費では、待機児童の解消を図るため、あわ保育園において、新たに調理室を新築し、現在の調理室を保育室に改修してまいりたいことから、第13節委託料、第15節工事請負費、第18節備品購入費、あわせまして8,000万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費では、第2目感染症予防費で、

本年 9 月 1 日からポリオの定期予防接種が生ワクチンから不活化ポリオワクチンに切り替わることにより、集団接種から医療機関での個別接種となることから、第 8 節報償費及び第 11 節需用費の減額補正と、第 13 節委託料の増額補正、あわせて 9 9 4 万 7 千円の増額補正をお願いするものであります。

11 ページにお移りいただけますでしょうか。

第 6 款商工費、第 1 項商工費では、第 5 目歴史街道ネットワーク事業費で、歴史的風致維持向上計画の策定にあたって、国土交通省等での本省協議が必要となったことから、旅費 6 2 万 1 千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 8 款消防費、第 1 項消防費では、第 5 目災害対策費で、自主防災組織の育成並びに活動を支援するとともに、地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織補助金を創設してまいりたいことから、115 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 9 款教育費、第 5 項社会教育費では、第 4 目文化財保存費で、歳入のところで申し上げました活力あふれる市町村応援補助金の受入れによる財源振り替えをお願いするものであります。

12 ページをお開きいただけますでしょうか。

第 12 款予備費、第 1 項予備費では、第 1 目予備費で、今回の補正から生じる財源 3 億 2, 7 8 2 万 7 千円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、4 ページにお戻りいただけますでしょうか。

第 2 表地方債補正についてであります。

歳入のところで申し上げましたとおり、臨時財政対策の本年度の発行額が確定したことにより、起債の限度額を 4 億 8, 6 1 0 万円とする補正をお願いするものであります。

それでは、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

企画財政課長 以上で、議案第33号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 少し確認をさせていただきたいんですけども、補正予算書の9ページですね、そのところで、土地開発基金の用地を処分するということで、この処分をすることについてはもう特に異議はないんですけども、今の現在の簿価にすると、どれぐらいになるのかということについて、ちょっと確認させていただきたいと思います。

企画財政課長 今回の買戻しをお願いしております保有地は、先ほどご説明させていただいたとおり、阿波2丁目地内と、興留5丁目地内の保有地となっております。合計で1億7,213万7,175円となっているところでございます。これらの土地を固定資産税及び路線価格を元に評価してみますと、バブル経済崩壊後の地価の下落により、合計で5,325万円余りとなっているところでありまして、保有額の約30%と推定されているところでございます。以上です。

木澤委員 こうして、取得当時からだいぶやっぱり地価も下がってしまっていて、かなり金額に差が出ているなというのがね、今、確認できて、ずっと経費がかかっていくんで処分していくと、整備をしていくということについては、私も進めるべきだと思ってきましたし、今回、別に異議はないんですけども、やはりこうしてかなり高額のね、税金使ってやってきてますんで、今度処分した土地についても、効果的に活用していただきますようお願いをしておきます。

それと、もう1点ですね、その下のところにある防犯等の補助金の増なんですけども、前回仕分けについて確認をさせていただいたんですが、これ今、LEDに切り替えが非常に自治会のほうからも要望が出ているということで、今回補正で組んでいただく分というのは、今後自治会の方からも要望が出るだろうと予測される分を見込んで補正を組んでいただいているのか、という点だけちょっと確認させておいてほしいんです。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 防犯灯に関してのご質問でございますが、最近の防犯の意識の向上によりまして、省エネに対してとか、経済的な効果のためにLEDに替えられるところ多くなっております。そのようなことから当該補正予算の内容につきましては、今後設置を予定されると見込まれる申請に対する補正ということで、計上をさせていただいております。

木澤委員 わかりました。あと今回保育所の調理室、新たに新築をされるということで、待機児解消のための対策ということで、されるということで、私も理解しています。来年度についてはこうした対応でですね、待機児童出さないようにということで、対応いただけるというふうに思っているんですけども、やっぱり心配なのは今後ね、保育園に入りたいという方が増えてくるだろうというふうに思われますんで、こないだ町長も非常に熱心に頑張っているというふうに思っていますが、国の法改正なんかもあって、まだ詳細については市町村にはきてないというふうに思うんですが、そんな中でもやっぱり安心して町の保育所にお子さんを預けていただけるように、町の方としてもできる限りのことをやっていたきたいなというふうに思いますんで、お願いだけしておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。 伴委員。

伴委員 9 ページの 1 2 目の東日本大震災支援対策費の中の旅費ですねんけど、これは 1 回分なんぼの金額で、何回分にこれなっているわけでしょうか。

委員長 西本総務部長。

総務部長 旅費につきましては、1 回 7 7, 2 8 0 円の単価で、8 回分を計上させていただきます。以上です。

伴委員 ということは、これ毎週帰っていただくような感じでもない、これ 2 週に 1 回とかそうなっているんですか。

総務部長 基本的には 3 ヶ月派遣をいたしますので、4 回分、職員については 4 回分の往復の、まあ帰京も含めた往復の旅費。それとあと 4 回につきましては、最初と最後には職員がついていって、大槌町のほうにお願いをすることと、あと緊急時に備えまして、また激励も含めまして 2 回分を余計に組んでいるところでございます。

伴委員 ということは、3 月で 4 回こちらの方に帰って来るような形、非常に月 1 回強ぐらいで、だいたいそんな感じになっているわけですか、昨年なんかもそんな感じでやっていただいたのかな。

総務部長 昨年につきましては職員が交代で、2 週間交代で行ってりましたが、今回 3 ヶ月という長期期間になりますので、1 人の職員が 3 ヶ月向こうに行きますので、やはり斑鳩町にも家族がおられますので、月 1 回ぐらいは奈良の方に帰っていただくというような旅費も組んだところでございます。行き帰りで 2 回、それと間に 2 回から 3 回、予備も含めまして、その職員の奈良と大槌を往復する旅費を組ませていただいたということでございます。

伴委員 特別なことがあった時には、帰りやすいような形で、ひとつよろしく
お願いいたします。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決
することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第33号については、当委員会とし
て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第34号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別
会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第34号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別
課長 会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説
課長 明させていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によ
りまして、ご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、平成24年度の前期高齢者交付金の確定
と、またこの確定に伴います国庫、県支出金の補正、後期高齢者支援金

医療費拠出金、また介護納付金の確定、前年度の療養給付費負担金等の精算に伴う追加交付及び返還に伴います補正、財政調整交付金に係ります補助割合変更等によります補正、前年度繰上充用の執行に伴う補正となっております。

それでは恐れ入りますけども、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目療養給付費等負担金で3,632万7千円の減額補正をお願いするものでございます。その内訳は、前期高齢者交付金の確定により、第1節医療給付費分現年分で、3,542万2千円の減額、後期高齢者支援金の確定により、第2節後期高齢者支援金分現年分で、185万6千円の増額、同じく介護納付金の確定により、第3節介護納付金分現年分で、276万1千円の減額補正をお願いするものでございます。次に、第2項国庫補助金では、第1目財政調整交付金で、101万円の減額補正をお願いするものでございます。

その内訳は、第1項国庫負担金と同様の理由及び補助割合変更によりまして、第1節医療給付費分普通財政調整交付金で、350万1千円の減額、第2節後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で、242万円の増額、第3節介護納付金分普通財政調整交付金で、7万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

8ページにお移りいただきまして、第3款療養給付費等交付金では、前年度の交付金の確定に伴います交付不足分の追加交付額553万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第4款前期高齢者交付金では、平成24年度の概算交付額が確定したことから、3,889万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款県支出金では、財政調整交付金3,118万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

その内訳といたしまして、第2款国庫支出金、第2項の国庫補助金の

財政調整交付金と同様の理由によりまして、第1節医療給付費分普通財政調整交付金で1,893万5千円の増額、第2節後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で916万6千円の増額、第3節介護納付金分普通財政調整交付金で、308万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、9ページにお移りいただきまして、第10款諸収入、第2項雑入では、第7目歳入欠かん補填収入で、歳出予算の補正のところでご説明申し上げます前年度繰上充用金の補正に伴います減額191万7千円と、本予算補正から生じた財源1,954万8千円、あわせまして、1,763万1千円の増額補正させていただくものでございます。10ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

はじめに、第2款保険給付費では、第1項療養諸費で、第1目一般被保険者療養給付費及び第3目一般被保険者療養費では、国庫支出金の減・県支出金の増及び前期高齢者交付金の増によります財源振替をお願いするものでございます。また、第2目退職被保険者等療養給付費及び第4目退職被保険者等療養費につきましては、医療給付費分精算交付金の増によります財源振替をお願いするものでございます。

次に、11ページにお移りいただきまして、第2項高額療養費では、第1項療養諸費と同様の理由によりまして、財源振替をお願いするものでございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等では、平成24年度の後期高齢者支援金の額が確定したことから、1,907万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、12ページにお移りいただきまして、第6款介護納付金につきましても、平成24年度の納付額が確定したことから、78万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款諸支出金についてであります。3,796万6千円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、一般被保険者償還金で、療養給付費等国庫負担金に係ります過年度分の返還として、

3, 711万6千円の増額、特定健康診査等負担金に係ります過年度分の国・県への返還として、それぞれ34万円の増額補正を、出産育児一時金負担金では、出産育児一時金補助金に係る過年度分の返還として、17万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款前年度繰上充用金では、平成23年度決算により、執行額が確定したところから、191万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療
課長

以上、簡単ではございますが、議案第34号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議をたまり、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

補正自体に全然異議はないんですけども、ちょっとやっぱりよくわからないので教えてほしいんです。歳入欠かん補填収入のところであげている項目と、繰上充用であげている項目ですね、この処理の仕方というのか、それはどう整理して理解したらいいのかなというふうに思うんですけども。

国保医療
課長

歳入欠かん補てん収入、当然、歳出、歳入足らん分を当然歳出が上回った場合、赤字になりますんで、その財源当然ありませんので、それを24年度に引っ張ってくるという形で、そういう形で持ってきているん

ですけども。

木澤委員 会計処理の仕方としてそういうルールがあるのかなというふうに理解はしているんですけども。これそやから、前年度繰上充用金、金額的にはあとやから。これ補正前の金額はどうなって。

委員長 池田副町長。

副町長 まず歳出の方の前年度繰上充用金というのがございます。これは平成23年度決算赤字になりました。その赤字を埋めにいくために、平成24年度予算から前年度予算へ繰上充用しますよと、24年度のお金を23年度へ持っていきますよということ、歳出となっております。これにつきましては歳出と、ですから、この金額4億6,278万3千円、これは平成23年度決算の赤字分と同額となっております。次に歳入の方です。歳入の歳入欠かん補填収入といいますのは、歳入歳出を計算いたしますと、歳入が不足します。その場合、歳入としてどっかから持ってくる必要がありますので、歳入欠かん補填収入としてその額を計上させていただきます。この金額はどこから補填するかというと、また平成25年度予算から補填される分で、そういうシステムになってますので、ですからこっちの歳入と歳出はイコールではないということで、ご理解願いたいと思います。

木澤委員 はい、わかりました。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決

することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第34号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第35号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。植村福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第35号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) についてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長

今回の補正の主な内容は、平成23年度の介護保険事業特別会計の執行額確定に伴います繰越金及び国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、交付金等の精算に関するものなどございまして、前回の本委員会で説明いたしましたものと相違ありませんが、あらためて、補正予算書に基づき説明をいたします。

それでは、歳入から説明をいたします。

まず5ページをお開きいただきたいと思います。第10款繰越金でございます。第1項繰越金、第1目繰越金であります。平成23年度の本特別会計の決算におきまして歳入額が歳出額を上まわったことから、その差額を平成24年度に繰り越すものでありまして、1,436万7千円の増額をお願いするものでございます。

続いて、6ページの歳出についてご説明いたします。

まず、下の段の第5款 諸支出金であります。

第1項償還金及び還付加算金についてであります。まず第1目第1

号被保険者保険料還付金につきましては、平成２３年度の決算の確定に伴うもの及び過年度分の未請求分がありまして、これらを平成２４年度で処理することを可能とするため、１５０万５千円の増額をお願いするものでございます。また、第２目の償還金であります、介護給付及び地域支援事業に係ります平成２３年度の国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金に超過交付があったことから、これを償還するため、８２６万５千円の増額をお願いするものでございます。

最後に、その上の第３款基金積立金でございます。第１項基金積立金、第１目介護保険給付費準備基金積立金でございますが、ただ今ご説明いたしました歳入の補正額と歳出の諸支出金の補正額に差額が生じるため、その差額を基金に積み立てるよう、４５９万７千円の増額をお願いするものでございます。

それでは恐れ入りますが１ページにお戻りいただきたいと思います。予算書を朗読いたします。

（ 予算書朗読 ）

福祉課長 以上、平成２４年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についての説明といたします。よろしくご審議いただき、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りをいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第36号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第36号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明させていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によりまして、ご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、平成23年度会計におけます繰越金の確定と、この繰越金を財源とした後期高齢者医療保険料等負担金及び被保険者保険料の払戻しに要する補正となっております。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億3,223万4千円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。それでは、はじめに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第5款繰越金 第1項繰越金では、第1目繰越金で平成23年度会計の出納整理期間中に収納のあった保険料等を繰り越すもので、123万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に6ページにお移りいただけますでしょうか。

歳出予算の補正についてであります。

第２款後期高齢者医療広域連合納付金 第１項後期高齢者医療広域連合納付金では、第１目後期高齢者医療広域連合納付金で、繰越しします保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金５４万２千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第３款諸支出金 第１項償還金及び還付加算金では、第１目保険料還付金及び還付加算金で、繰越しをさせていただきます後期連合からの還付金を被保険者に償還しますことから、６９万２千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、１ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

（ 予算書朗読 ）

国保医療
課長

以上、簡単ではございますが、議案第３６号 平成２４年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議をたまわり、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって議案第３６号については、当委員会とし

て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、２．その他についてを議題といたします。

何か質疑、意見等がございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(午前9時33分 閉会)